事務所ニュース[No.254]

令和３年１月

同一労働同一賃金
―2021.4.1　施行―

中小企業にも義務付けられます。正規・非正規の違いで賃金等の格差がある場合には職務内容、能力等に基づき、客観的、具体的事実からみて、不合理であってはなりません。特に各種手当、福利厚生等充分な見直しチェックが必要です。

高年齢者雇用法の改正
―2021.4　施行―

現在、６５歳までの雇用確保が義務ですが、70 歳までの就業確保が努力義務となります。70 歳までの定年引上げ、定年制の廃止等いずれかの措置を講じるよう努める必要があります。

定年の引上げは、一定の要件を満たせば、助成金が活用できます。

当事務所にお問い合わせください。

新型コロナウィルス対応助成金
―労働者を雇用する事業主の方へ―

雇用調整助成金　対象期間　２０２１．２．末まで

日額上限　１５，０００円

※その他の要件は変わりません

※３月１日以降についての改正あるいは延長等、現在　政府発表はありません。

労働保険事務組合に加入しませんか
―中小企業労働保険協会―

委託した場合の３つのメリット！！

① 事務負担の軽減
② 労働保険の特別加入・・・役員も個人も事業主も労災に加入できます
③ 労働保険料の分割納付・・金額に関係なく３回払いです
④ 役員・事業主・従業員も国からの労災保険の支払いに上乗せする格安の保険に加入できます

社会保険労務士法人オフィスＣＯＡ・中小企業労働保険協会
TEL 0985-25-1200　FAX 0985-25-2378
E-mail：oosaki@bronze.ocn.ne.jp　＊　HP：//www.office-coa.net